

住民投票を行います

白岡町が、
蓮田市及び菖蒲町
と合併すること
の是非を問う



投票日

平成17年1月30日(日)
午前7時～午後8時

白岡町が、蓮田市及び菖蒲町と合併することの是非の判断をしていただくための住民投票を、平成17年1月30日に行います。

市町村合併は、まちに暮らす人とその将来に関わるたいせつな選択です。

「わたしたちの将来は、わたしたちで決める」という住民の皆さんの意向を尊重する住民投票ですので、貴重な一票をたいせつに、みんなそろって投票しましょう。

住民投票日程

投票日 平成17年1月30日(日)
午前7時～午後8時
開票日 平成17年1月30日(日)
午後9時から
役場1階 大会議室

投票できるかた

住民投票における投票の資格を有するかたは、投票日において、白岡町に住所を有する年齢満20歳以上のかたであつて、告示日の前日において、次のいずれかに該当するかたとなります。

町内在住の年齢満20歳以上の日本国籍を有するかたで、引き続き3か月以上白岡町に住所を有するかた。

町内在住の年齢満20歳以上の永住外国人のかたで、引き続き3か月以上白岡町に住所を有するかた。(ただし、投票資格を得るための申請を行ったかたとなります)

期日前投票について

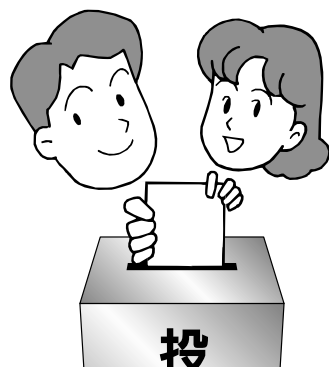
投票日当日に、次のような理由で投票所に行つて投票できないと見込まれる場合は、次の期間中、期日前投票を行うことができます。

- ・投票日に仕事、学業、冠婚葬祭などの予定がある場合
- ・レジャー、買い物などのため、投票日に投票区内にいない場合
- ・病気、けが、出産などのため、歩行が困難な場合など

期間 平成17年1月23日(日)～29日(土)
時間 午前8時30分～午後8時
場所 役場1階 会議室102・103
持参するもの 投票所入場券
期日前投票とは

これまでの不在者投票のように投票用紙を封筒に入れ、それに署名するといった手続きを行わず、投票日前でも、直接投票箱に投票できる制度です。

期日前投票を行うときにはまだ19歳で、投票日当日(平成17年1



月30日)に20歳になるかたは期日前投票はできませんが、従来どおり不在者投票をすることができま

す。

投票所入場券を郵送します
投票所入場券は、世帯ごとに封筒で郵送します。入場券は投票日までたいせつに保管し、投票日当日、入場券に記載されている投票所へ持参してください。

点字投票と代理投票

次のようなかたは、投票所の係員に申し出てください。

- ・目の不自由なかた(点字投票)
- 各投票所に点字投票のための投票用紙と器具が用意してあります。
- ・体が不自由なかたや文字が書けないかた

投票所の係員が投票資格者に代わつて投票用紙に候補者の氏名を記載します。投票の秘密は守られますので、安心してお申し出ください。

体の不自由な場合は郵便投票を

身体障害者手帳や戦傷病者手帳をお持ちのかたで、一定の要件に該当するかたは、自宅などで投票できる郵便投票の制度があります。この制度を利用するには「郵便投票証明書」が必要です。事前に選挙管理委員会に交付申請をしてください。

なお、要件や申請等については、詳しくは、選挙管理委員会におたずねください。

また、証明書をお持ちのかたが投票される場合の投票用紙などの請求は、投票日の4日前（1月26日）までです。

介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されているかたも、郵便等による不在者投票ができます。郵便等による不在者投票が行えるかたのうち、身体障害者手帳

に上肢または視覚の障害が1級と記載されているかたなどは、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た代理記載人に、投票に関する記載をしてもらうことができる。「代理記載制度」もありません。

投票運動について

住民投票の運動は、原則として自由です。ただし、買収、脅迫等自由な意思が拘束されたり、不当に干渉されるものであってはなりません。

投票運動ができる期間

投票運動ができる期間は、投票日の前日までとなっています。

問合せ先

合併推進課 内線382

選挙管理委員会

内線342・343

住民説明会を開催

町では、行政区単位を目安とした住民説明会（日程については広報しらかが11月号をご覧ください）を開催します。皆さん是非ご参加ください。

また、住民説明会に参加できないかたを対象とした団体等（原則10名以上）の要望に応じて、平成17年1月14日（金）から21日（金）までの8日間、出前説明会を行います。詳細は合併推進課にお問い合わせください。

投票は、投票用紙の記入欄へ「○」を記載して行います

白岡町が、蓮田市及び菖蒲町と合併することに賛成するときは、投票用紙の賛成の欄に「○」を、反対するときは反対の欄に「○」を記載して投票します。なお、次のような投票は無効になりますので、賛成または反対の欄のどちらかに、正しく「○」を記載して投票してください。

無効になる投票

所定の投票用紙を用いない投票
「○」以外の事項を記載した投票
「○」の記載のほかに、他事を記載した投票
「○」の記載を賛成の欄、反対の欄の両方に記載した投票
「○」の記載を、賛成の欄、反対の欄のどちらに記載したのか判別できない投票
投票用紙に何も記載していない投票

注意	
一 蓮田市・菖蒲町との合併に賛成するときは賛成欄に、蓮田市・菖蒲町との合併に反対するときは反対欄に、を記載してください。	
二 両方の欄に を記載したり、以外を記載したりすると、投票は無効となります。	
賛成	反対

投票用紙のイメージです。



白岡町が、蓮田市、菖蒲町と合併することについて、「賛成」「反対」のいずれの欄に「○」を記載してください。「○」の印を押すスタンプは、投票所に用意してあります。「×」印など記載したものなどは無効となりますので、ご注意ください。